

1 0 年 保 存

基監発 0311 第 4 号
平成 23 年 3 月 11 日

秘

ⓧ 無制限

平成 23 年 3 月 11 日から
平成 33 年 3 月 10 日まで

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

チーム監督の実施に当たって留意すべき事項について

標記については、平成 23 年 3 月 11 日付け基発 0311 第 3 号「新たな監督指導手法の実施について」により指示されたところであるが、その実施に当たっては下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

監督指導を実施する労働基準監督官（以下「監督官」という。）の員数については、

このため、労働基準監督機関としては、一人でも多くの労働者の法定労働条件を確保するため、問題点を有すると考えられる事業場に対して、できる限り多くの監督指導を実施する必要があることから、

このような一定数の監督官による監督指導は、一般に、

事業場にとっては、対応に要する時間的負担の軽減、指導内容に対する理解の促進と信頼性の向上などの利点が認められる。また、

これに対する対応策ともなり得る。

しかしながら、仮に一定数の監督官により監督指導を実施するなど、必要な限度を超えた員数で監督指導を実施する場合には、広範

な事業場に対する監督指導の実施等に支障が生ずる。

このため、

一定数の監督官による実効ある監督指導（以下「チーム監督」という。）を実施することとする。

2 チーム監督の対象とする事業場

3 員数及び担当監督官

担当監督官のうち、監督予定日に監督に同行できない者が生じた場合には、署管理者において、速やかに担当監督官を変更する等必要な調整を行うこと。

4 留意すべき事項

(1) 効率的な実施

署管理者は、チーム監督が適切に実施されるよう、

について担当者間の調整を行うこと。

また、チーム監督を実施する際には、

(2) 必要な業務量の考え方

[REDACTED]

[REDACTED]

① [REDACTED]

[REDACTED]

② [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]